

ぐんま就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

群馬労働局及び群馬県は、「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023」（令和4年12月27日関係府省庁会議決定）。以下「行動計画」という。）に基づき、群馬県域の関係機関を構成員として、県内の就職氷河期世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「ぐんま就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（以下「ぐんまPF」という。）」を令和4年度までの「第一ステージ」に続き、令和5年度からの「第二ステージ」においても設置することとする。

2 構成員

ぐんまPFの構成員については、別表に掲げる機関・団体で構成する。
なお、必要に応じて他の関係機関等の参画を求めることとする。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

(1) 行政機関

①群馬労働局

- ・ぐんまPFとりまとめ事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・実施事業の進捗管理（主担当）
- ・各種支援策の周知、広報、実施

②群馬県（産業経済部）

- ・ぐんまPFとりまとめ事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・実施事業の進捗管理（副担当）
- ・各種支援策の周知、広報、実施

③群馬県（健康福祉部）

- ・市町村プラットフォーム（以下「市町村PF」という。）との連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握
- ・市町村PFの好事例の把握と展開
- ・各種支援策の周知、広報、実施

④安中市

- ・社会参加に向けた支援を必要とする者に係るぐんまPFとりまとめ事務局への政策提案

⑤就労支援機関（ハローワーク、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構群馬支部、ぐんま地域若者サポートステーション）

- ・ 専門窓口・専門チームによる就職支援
 - ・ 企業説明会・面接会の開催
 - ・ 企業に対する正社員化を含む処遇改善の働きかけ、専用求人の確保
 - ・ 職業訓練の充実
 - ・ ぐんまPFとりまとめ事務局への政策提案
 - ・ 各種支援策の周知、広報
- (2) 労働団体、経済団体等（日本労働組合総連合会群馬県連合会、（一社）群馬県経営者協会、群馬県中小企業団体中央会、（一社）群馬県商工会議所連合会、群馬県商工会連合会、（株）上毛新聞社）
- ・ 正社員転換の促進、業界・企業への協力要請、行政支援策等の周知
 - ・ ぐんまPFとりまとめ事務局への政策提案

4 ぐんまPFにおける取組事項

ぐんまPFにおいては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。なお、①の対象者数については、厚生労働省より示された「都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム対象者数推計表」を参考にすることとする。

①不安定な就労状態にある者

- ・ 正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている者
- ・ 前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

②長期にわたり無業の状態にある者

- ・ 就業の求職活動も行っていない者のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者

③社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）

- ・ ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者（※）

（※）社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握については、その手法を検討するとともに、必要に応じ、都道府県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(2) 目標及びKPI（重要業績評価指標）の設定並びに事業実施計画の策定

- ① 目標及びKPIは適切なものを検討の上設定する。
- ② 目標を達成するため、事業実施計画を策定する。
- ③ 計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

なお、詳細については、厚生労働省より示される参考値等を踏まえ、策

定する。

また、行動計画は、就職の実現だけではなく、多様な社会参加の場の確保を目指すものとし、ぐんまPFは、「(1) 支援対象者の把握」に示す3類型のうち、社会参加に向けた支援を必要とする者については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、市町村PFの取組を支援する。

(3) 気運醸成及び行政支援策の周知

不安定な就労状態等にある就職氷河期世代の活躍を支援できるよう県内の気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境を作る。

また、就職氷河期世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

(4) 市町村PFとの連携

ぐんまPFは、市町村PFの事務局を所管する福祉担当と連絡調整を図り、市町村PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・ 県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
 - ・ 経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
 - ・ 県を越えた自治体間の広域的な取組の支援
- 等の要請に対応するとともに、市町村PFの好事例の周知等、必要な情報提供を行う。

5 ぐんまPFの会議運営

- (1) ぐんまPFに座長を置き、群馬労働局職業安定部長をもって充てる。
- (2) 上記の協議を行うため、年2回を目安に協議の場を設けることとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 秘密の保持

ぐんまPFの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 補則

この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要領は令和2年3月27日より施行する。

一部改正 令和3年6月15日

一部改正 令和5年7月12日